

平成 30 年度からの入札制度の改正について

趣 旨

建築物の配管について、有資格者による的確な施工を実施することで、建築物の長寿命化を図る。

概 要

平成 30 年度からの建築物の管工事の発注に際しては、「配管技能士」の資格を有している者を配置できることを入札参加条件とする。

資格者のいない事業者が、資格を取得できるための期間を設けるため、実施を平成 30 年度からとする。

その他

「配管技能士」の資格取得については下記ホームページをご参照ください。

福井県職業能力開発協会

<http://www.fukui-shokunou.jp/>